

相模原市道路位置指定等申請の手引き

令和7年9月1日

相模原市 都市建設局
まちづくり推進部 建築審査課

1 はじめに

この手引きは、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置の指定等の申請をしようとする方たちが、その手続が円滑に進められるよう、必要な手続や指定基準について解説とともにとりまとめたものです。

2 根拠法令等

道路の位置の指定（変更又は廃止）に関する根拠法令は、次のとおりです。

(1) 法第42条（道路の定義）

法第45条（私道の変更又は廃止の制限）

(2) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）

令第144条の4（道に関する基準）

(3) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）

省令第9条（道路の位置の指定の申請）

省令第10条（指定道路等の公告及び通知）

(4) 建設省告示第1837号（道に設ける自動車の転回広場に関する基準を定める件）

(5) 建設省住指発第44号通達昭和46年1月29日付（自動車の転回広場）

(6) 建築基準法道路関係規定運用指針（平成21年1月20日付け国住街第192号。以下「指針」という。）

(7) 相模原市建築基準条例（平成11年相模原市条例第47号。以下「条例」という。）

第59条の5（私道の変更又は廃止の制限）

第59条の15（道に関する基準）

(8) 相模原市建築許可等取扱規則（昭和46年相模原市規則第26号。以下「規則」という。）

第3条（道路の位置の指定、変更及び廃止）

第9条（申請の取下げ及び工事の取りやめ）

(9) 道路の位置の指定（変更又は廃止）要綱（以下「要綱」という。）

3 用語の定義

(1) 位置指定道路（要綱第1条第1項）

法第42条第1項第5号の規定に基づき、特定行政庁からその位置の指定を受けた道（令第144条の4第1項第1号ハの規定により設けられる転回広場を含む。）。

(2) 指定（要綱第2条第1項第4号）

要綱第4条に規定する申請に基づき築造された道路について、特定行政庁が位置指定道路の位置を指定することをいう。

(3) 変更（要綱第2条第1項第5号）

すでに指定を受けている位置指定道路について、指定の範囲や形状等を変更したい場合に、位置指定道路として使用しなくなる部分の廃止と併せて指定を行うことをいう。

(4) 廃止（要綱第2条第1項第6号）

位置指定道路の全部又は一部について、指定を取消すことをいう。

(5) 指定道路敷（規則第3条第1項）

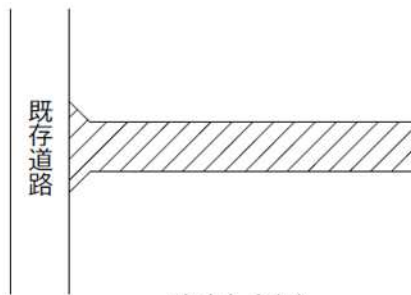
法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けようとする道路の敷地となる土地

(6) 計画敷地（規則第3条第1項）

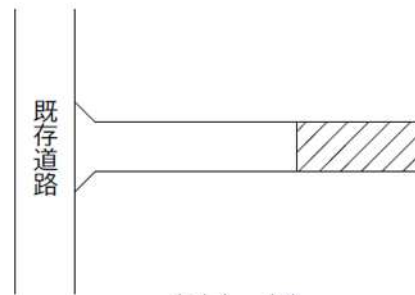
指定を受けようとする道路、指定を受けようとする道路を利用しようとする敷地及びこれらに接する道路

【解説】

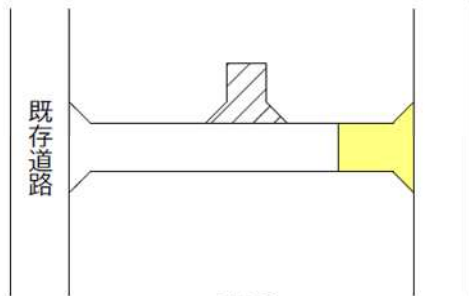
廃止及び変更については、次のとおりです。



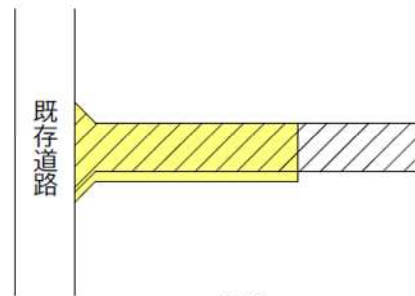
廃止(全部)



廃止(一部)



変更

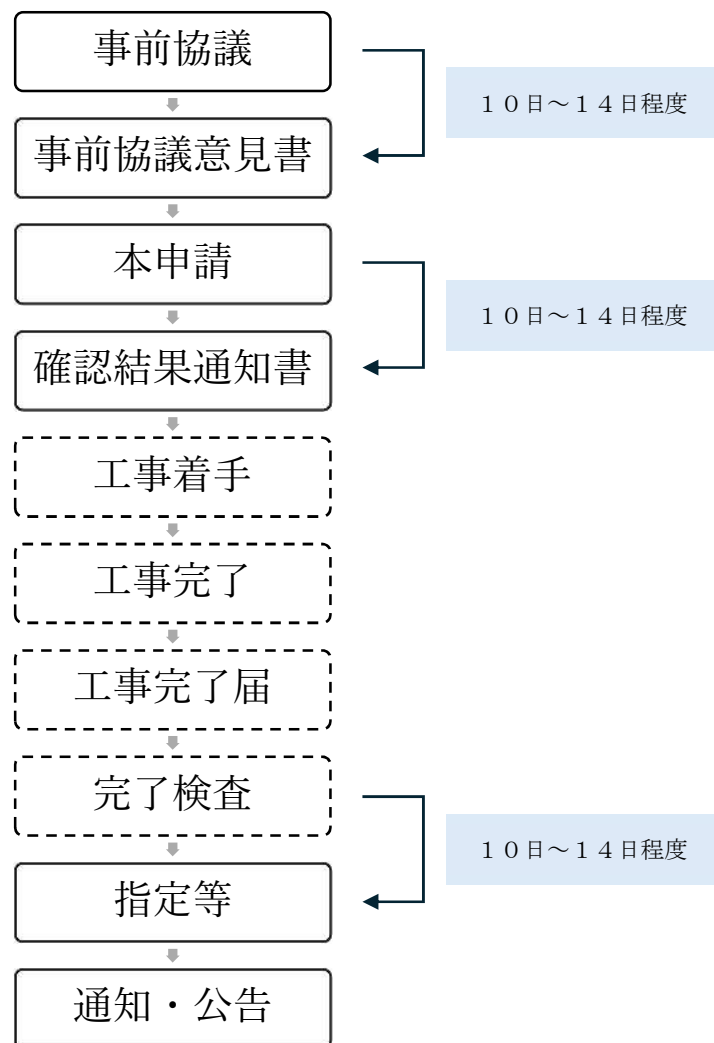


変更



4 手続きの流れ

手続きの流れについては、次のとおりです。



※ 工事を伴わない廃止については、手続の一部を省略することができます。

※ ここで示す期間は、申請書類等に不備がない場合の標準的な処理期間であり、不備のある申請を補正するための期間は、標準処理期間に含まれません。

5 事前協議

【要綱】

(事前協議)

第3条 申請者は、道路の位置の指定等を受けようとする場合、規則第9条の規定による申請(以下「本申請」という。)の前に、市長へ事前協議の申請を行わなければならない。

2 事前協議の申請は、道路位置指定等事前協議書(要綱様式第1号)に次の各号に掲げる図書を添付して申請するものとする。

(1) 付近見取図

(2) 公図の写し

(3) 敷地計画図

(4) 現況図

(5) 求積図及び求積表

(6) その他必要な図書

3 市長は、前項の申請があった場合は、道路の位置の指定等に係る計画について協議し、その意見について事前協議意見書(要綱様式第2号)を申請者に交付するものとする。

4 申請者は、前項の規定による交付日の翌日から起算して1年以内に本申請を行わなかった時は、改めて第1項に規定する事前協議を行うものとする。

【解説】

1 事前協議について

相模原市では、申請者は、本申請に先立ち、事前協議をすることとしております。事前協議に係る意見については、事前協議意見書により交付します。当該交付日の翌日から起算して1年以内に本申請をするようお願いします。

なお、法改正等により、基準が改正された場合には、事前協議意見書の有無に関わらず、道路位置指定の指定日時点の基準が適用されますのでご注意ください。

2 道路位置指定等事前協議書に必要な図書

別表2を参照してください。

6 本申請

【省令】

(道路の位置の指定の申請)

第9条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副2通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下この条において「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者並びに当該道を令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

【規則】

(道路の位置の指定、変更及び廃止)

第3条 法第42条第1項第5号の規定により、道路の位置の指定を受けようとする者は、道路の位置の指定申請書正本1通及び副本1通に、省令第9条に規定する附近見取図のほか、同条に規定する地籍図として次の表に掲げる図面並びに指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下「指定道路敷」という。）の所有者及びその指定道路敷又はその指定道路敷にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者並びに当該指定道路敷を政令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の道路の位置の指定承諾書（第5項において「指定承諾書」という。）を添えて市長に提出しなければならない。ただし、平たんな敷地にあつては次の表の2の項に掲げる図面を省略することができる。

	図面の種類	明示しなければならない事項
1	敷地計画図	(1) 指定を受けようとする道路の位置、構造及び勾配 (2) 指定を受けようとする道路、指定を受けようとする道路を利用しようとする敷地及びこれらに接する道路（以下この表において「計画敷地」という。）の境界線、計画敷地内の宅地割、宅地の地盤高並びに擁壁の位置及びその構造 (3) 計画敷地内及び計画敷地の周辺の既存道路の位置（都市計画として決定した計画道路を含む。） (4) 計画敷地の周辺の地形及び地物 (5) 指定を受けようとする道路の排水方法
2	高低測量図	(1) 等高線（2メートル以下の標高差を示すものとする。） (2) 計画敷地境界線 (3) 指定を受けようとする道路の位置 (4) 既存道路の位置

2 前項の表に掲げる図面に明示しなければならない事項が他の図書に明示されている場合には、同項の規定にかかわらず、その図書をもつて当該図面に代えることができる。

4 法第42条第1項第3号及び第5号の規定による私道を変更し、又は廃止しようとする者は、道路の位置の指定の変更、廃止申請書正本1通及び副本1通に、道路の位置の指定廃止承諾書を添えて市長に提出しなければならない。

5 前項の場合においては、第1項及び第2項の規定を準用する。ただし、廃止の場合にあつては、指定承諾書及び高低測量図を添付することを要しない。

【要綱】

(本申請)

第4条 申請者は、第3条第3項の通知の受領後に道路の位置の指定等に係る工事を行おうとする場合、市長へ本申請を行わなければならない。

2 本申請は、新たに道路の位置の指定を受けようとする場合は道路の位置の指定申請書(規則第1号様式)、位置指定道路の位置の変更または廃止をしようとする場合は道路の位置の指定の変更、廃止申請書(規則第2号様式)に、次の各号に掲げる図書を添付した正本及び副本を各一通作成し申請するものとする。

(1) 道路の位置の指定承諾書(規則第3号様式)

(2) 道路の位置の指定廃止承諾書(規則第4号様式)

(3) 印鑑登録証明書

(4) 登記事項証明書

(5) 付近見取図

(6) 公図の写し

(7) 敷地計画図

(8) 高低測量図(平たんな敷地にあつては省略することができる。)

(9) 現況図

(10) 求積図及び求積表

(11) 構造図等

(12) その他必要な図書

3 市長は、第1項の申請を受け、その内容が令第144条の4第1項各号及び条例第59条の15第2項各号に掲げる基準に適合していることを確認したときは、その結果を確認結果通知書(要綱様式第3号)により申請者に通知するものとする。

4 申請者は、前項の規定による通知日の翌日から起算して3年以内に第5条に規定する工事完了届の提出を行わなかった時は、改めて第3条に規定する事前協議の申請を行うものとする。

【相模原市手数料条例】平成12年3月24日条例第7号

(手数料の額)

第2条 次の各号に定める事務の手数料は、当該各号に掲げる額とする。

(4) 別表第4に掲げる建築等に関する事務の手数料 同表に定める額

別表第4

番号	根拠条項	手数料を徴収する事務	単位	金額
49	法第42条第1項 第5号	道路の位置の指定、変更又は廃止の申請 に対する審査	1件	50,000円

【解説】

1 本申請について

相模原市では、申請者は、指定道路敷の工事に先立ち、本申請（申請手数料 5万円）を行うこととしております。

2 本申請に必要な図書等

別表3を参照してください。

3 承諾

（1）承諾を必要とする関係権利者

- ・指定道路敷又は指定道路敷にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者（差押権者及び不動産登記法第105条に規定する仮登記の登記権利者を含む。）
- ・指定道路敷の管理者（所有者以外に管理者を定める場合）
- ・民法上定められた法定代理人（権利者が未成年者の場合）

（2）対象となる権利

省令第9条に規定する権利とは、不動産登記法第3条に掲げる権利（所有権（差押権者を含む）、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、貸借権及び採石権）とします。

（3）権利を有する者の確認

登記事項証明書（原本）の甲区（所有権）及び乙区（所有権以外の権利）により行います。（未登記の建築物等がある場合は、事前にご相談ください。）

（4）承諾の確認

公図の写し、道路の位置の指定承諾書（第三号様式）、道路の位置の指定廃止承諾書（第四号様式）、登記事項証明書等及び印鑑登録証明書により確認します。（未登記の建築物等がある場合は、事前にご相談ください。）

（5）その他

登記事項証明書と印鑑登録証明書の住所が異なる場合は、住民票（マイナンバー（個人番号）の記載のないもの）等を添付してください。

4 確認結果通知

本申請の審査の結果、その内容が令第144条の4第1項各号及び条例第59条の15第2項各号に掲げる道に関する基準に適合していることを確認した場合は、その結果を確認結果通知書（要綱様式第3号）により申請者に通知します。当該通知日の翌日から起算して3年以内に完了届を提出するようお願いします。

なお、法改正等により、基準が改正された場合には、確認結果通知書の有無によらず、道路位置指定の指定日時点の基準が適用されますのでご注意ください。

7 工事完了届

【要綱】

(工事完了届)

第5条 申請者は、道路の位置の指定等に係る工事が完了したときは、速やかに市長へ工事完了届(要綱様式第4号)を提出し、完了検査を受けなければならない。

2 工事完了届の提出は、次の各号に掲げる図書を添付して申請するものとする。

- (1) 工事完了写真
- (2) 工事施工写真
- (3) 指定道路敷の登記事項証明書
- (4) 指定道路敷の地積測量図
- (5) 完了図面
 - ア 付近見取図
 - イ 公図の写し
 - ウ 敷地計画図
- (6) その他必要な図書

3 完了検査は、代理者及び工事施工者の立会いの上で行うものとする。

【解説】

- 1 工事完了届に必要な図書等
別表4を参照してください。
- 2 完了検査
完了検査には、代理者及び工事施工者の立会いをお願いします。

8 指定等通知

【要綱】

(道路の位置の指定等)

第6条 市長は、第5条の申請に基づき工事の完了を確認した場合は、第4条の申請に基づき道路の位置の指定等をしなければならない。

2 前項の指定等をした場合、道路の位置の指定をしたときは道路の位置の指定通知書(要綱様式第5号)を、同項の変更をしたときは道路の位置の変更通知書(要綱様式第6号)を、同項の廃止をしたときは道路の位置の廃止通知書(要綱様式第7号)に副本を添えて、申請者に通知するものとする。

【解説】

完了検査において支障がないことが確認された場合、副本を添えて「道路の位置の指定通知書」を交付します。

9 公告

【規則】

(指定道路等の公告及び通知)

第10条 特定行政庁は、法第42条第1項第四号若しくは第五号、第2項若しくは第4項又は法第68条の7第1項の規定による指定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 指定に係る道路（以下この項及び次条において「指定道路」という。）の種類
- 二 指定の年月日
- 三 指定道路の位置
- 四 指定道路の延長及び幅員

【解説】

特定行政庁は道路の位置の指定をした場合、速やかに、公告をする必要があります。

10 その他の手続き

【規則】

(申請の取下げ及び工事の取りやめ)

第9条 許可、認定又は道路の位置の指定を市長に申請した者が、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届を市長に提出しなければならない。

【解説】

道路の位置の指定を市長に申請した者が、本申請から指定等を受けるまでの間において、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届を提出する必要があります。

11 指定基準

(1) 道路の位置の指定を受けられる土地

【法】

第42条 この章の規定において「道路」とは、次の各号のいずれかに該当する幅員四メートル（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、六メートル。次項及び第三項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。

五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

【解説】

道路の位置の指定については、法第42条第1項第5号に規定されているとおり、「土地を建築物の敷地として利用するため」に道路法や都市計画法等によらないで築造する道が対象となります。

「土地を建築物の敷地として利用するため」に道路を築造する行為は、主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更に当たることから、都市計画法第4条第12項に規定する「開発行為」に該当します。

計画する開発行為に係る開発許可の適用については、事前協議書の提出を受け開発許可制度所管課へ照会を行い、確認を行います。事前協議に先立ち開発許可制度所管課と調整をお願いします。

(2) 幅員

【法】

第42条 この章の規定において「道路」とは、次の各号のいずれかに該当する幅員四メートル（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、六メートル。次項及び第三項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。

五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

【令】

第144条の4

2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。

【条例】

（道に関する基準）

第59条の15

2 政令第144条の4第2項の規定により定める基準は、次に掲げるものとする。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

（1）幅員は、4.5メートル以上であること。

【解説】

1 指定道路敷の幅員は、4.5メートル以上とする必要があります。ここでいう幅員とは、有効幅員を指します。

2 指定道路敷には、原則として電柱類は設けないようにしてください。既に電柱類がある場合は、事前に関係者と協議し、指定道路敷外へ移設するようにしてください。

なお、移設等が困難な場合は、電柱類を除いた部分で幅員4.5メートル以上を確保する必要があります。

(3) 接続等

【令】

第144条の4 法第42条第1項第五号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでのいずれかに該当する場合においては、袋路状道路（法第四十三条第三項第五号に規定する袋路状道路をいう。以下この条において同じ。）とすることができる。

イ 延長（既存の幅員六メートル未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が三十五メートル以下の場合

ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合

ハ 延長が三十五メートルを超える場合で、終端及び区間三十五メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合

ニ 幅員が六メートル以上の場合

ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合

【建設省住指発第44号通達昭和46年1月29日付（自動車の転回広場）】

第3、5、（2）ハ自動車の転回広場

令第144条の3第1項第1号ハに規定する区間の算定については、他の道路との接続点または自動車の転回広場の中心点を起算点とすること。

【指針】

Ⅱ4（5）指定道路調書の作成・保存

② 指定道路の延長・幅員の取り方

指定道路の延長は、当該指定道路の中心線の延長を測るものとする。

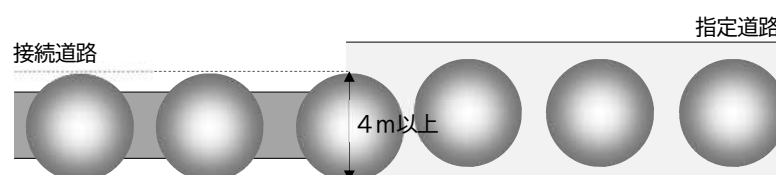
【解説】

1 接続

令第144条の4第1項第一号の規定により、指定道路敷の両端は建築基準法第42条に規定する道路に接続しなければなりません。

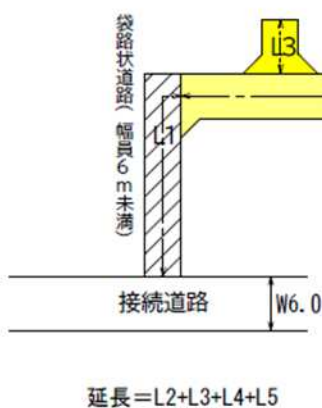
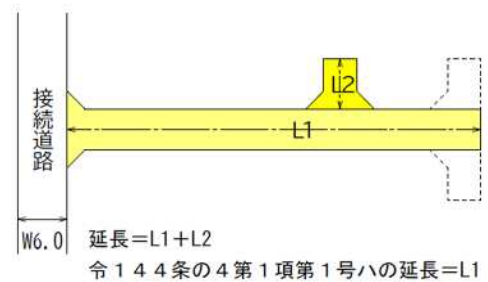
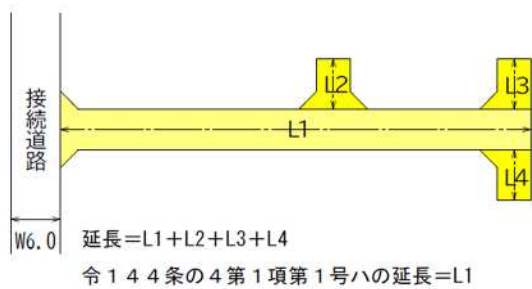
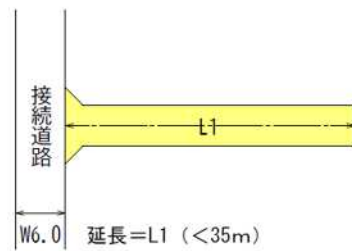
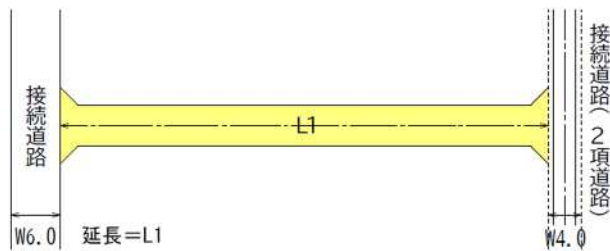
ただし、令第144条の4第1項第一号イからホのいずれかに該当する場合は、法第43条第3項第5号に規定する袋路状道路とすることができます。

なお、接続とは、接続道路と指定道路敷が接する部分の幅が、すみ切りを除いて4メートル以上確保されていることを指します。



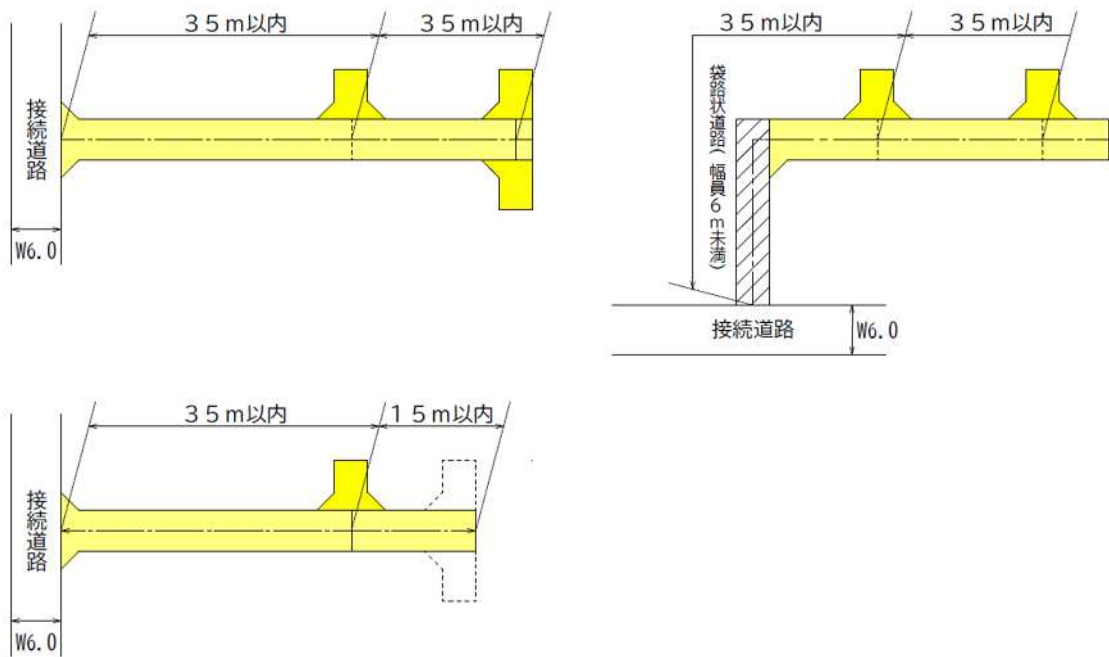
2 延長

- ・「延長」とは、指定道路敷の中心線の水平距離です。
- ・延長の起算点は、指定道路敷の中心線と接続道路の境界線（接続道路が2項道路の場合は、2項道路の後退線）の接続点になります。
- ・袋路状道路の位置指定道路を計画する場合で、幅員6m未満の袋路状道路に接続する場合の令第144条の4第1項第一号イ括弧書きの規定による延長については、指定道路敷の延長に当該指定道路から袋路状道路ではない道路又は幅員6m以上の道路までの延長を含めます。ただし、転回広場の延長はこれに含めないものとします。
- ・具体例は次のとおりです。



3 令第144条の4第1項第一号ハの規定による区間の算定

- 他の道路との接続点または自動車の転回広場の中心点を起算点とします。
- 転回広場については、開発許可等審査基準及び開発事業技術基準に準じて、路線終端部から15メートル以内に設けられたものを終端の転回広場と取り扱います。
- 具体例は次のとおりです。



(4) 転回広場

【昭和45年12月28日 建設省告示第1837号】

令第144条の4第1項第一号ハの規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 道の中心線からの水平距離が2メートルをこえる区域内において小型四輪自動車（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する小型自動車で四輪のものをいう。次号において同じ。）のうち最大なものが2台以上停車することができるものであること。
- 二 小型四輪自動車のうち最大なものが転回できる形状のものであること。

【解説】

- 1 転回広場の形状は、次を標準とします。

(1) 延長及び幅員

転回広場は、幅員4メートル以上とし、延長は6メートルを基本とする。ただし、道路幅員5m以上の場合は延長5メートルとすることができます。

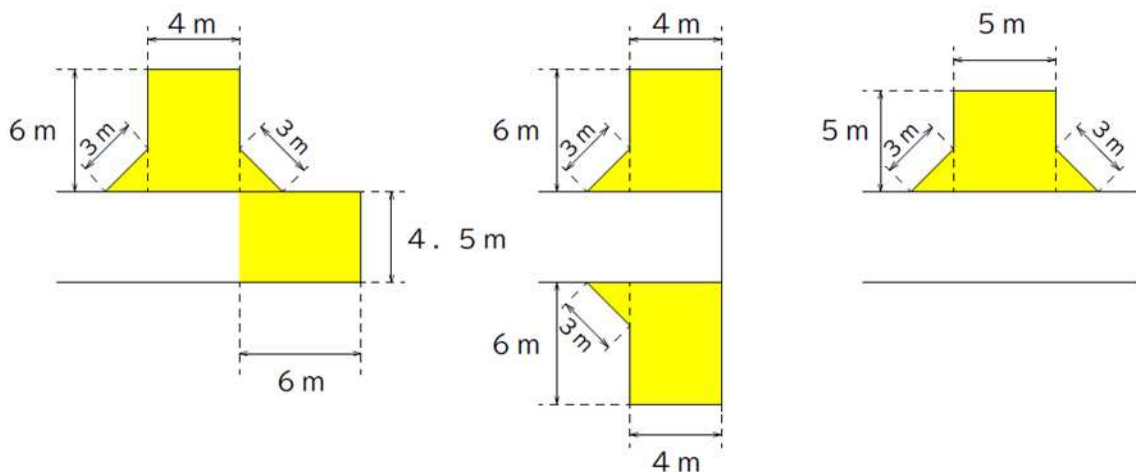
※ 転回広場の延長が6メートルを超える場合は、幅員4.5メートル以上とする必要があります。

(2) すみ切り

転回広場と指定道路敷の交差部には、令第144条の4第1項第2号及び条例第59条の15第2項の規定によるすみ切りが設置されていること。

2 具体例

次のとおりです。



3 留意事項

転回広場に接続して、指定道路敷の延伸をする計画がある場合は幅員を4.5m以上としてください。

(5) すみ切り

【令】

第144条の4 法第42条第1項第五号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が百二十度以上の場合を除く。）は、角地の隅角を挟む辺の長さ二メートルの二等辺三角形の部分を道に含む隅切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

【条例】

第59条の15

2 政令第144条の4第2項の規定により定める基準は、次に掲げるものとする。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(2) 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈折する箇所（交差、接続又は屈折により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺を二等辺とする底辺3メートル以上の三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。

【解説】

1 すみ切り

令第144条の4第1項第2号及び条例第59条の15第2項第2号の規定により、道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所には、角地の隅角を挟む辺の長さ2メートル以上かつ底辺3メートル以上の二等辺三角形のすみ切りを設ける必要があります。

2 周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合

令第144条の4第1項第2号及び条例第59条の15第2項ただし書に規定する特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合とは、次に該当する場合とします。

- (1) 角地に河川や堅固な建築物等がある場合又は角地の土地所有者の承諾が得られない場合で、一方の角地に底辺4メートル以上の二等辺三角形のすみ切りを設ける場合
- (2) 歩道のある道路に接続する場合で、歩道部分をすみ切りの一部又は全部と見なして、令第144条の4第1項第2号本文及び条例第59条の15第2項第2号本文の規定を満たす場合

(6) 構造等

【令】

第144条の4 法第42条第1項第五号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。

四 縦断勾配が十二パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

【条例】

第59条の15

2 政令第144条の4第2項の規定により定める基準は、次に掲げるものとする。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(3) 縦断勾配は、9パーセント以下であること。

【規則】

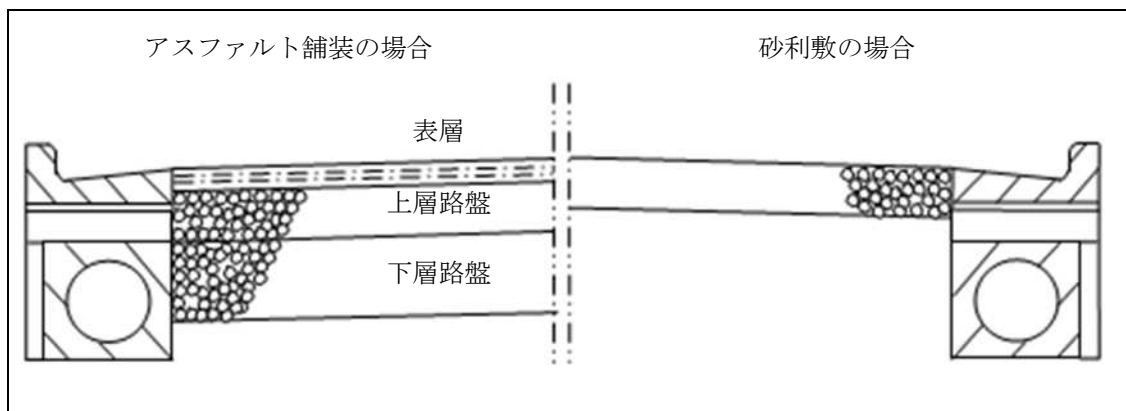
第3条

3 法第42条第1項五号の規定により道路の位置の指定を受けた者は、コンクリートその他の耐水材料で作られている側溝、縁石その他これに類する材料でその位置を標示しなければならない。

【解説】

1 構造

指定道路敷の構造は、砂利敷又はアスファルト舗装を標準としてください。



(1) アスファルト舗装の場合

表層	密粒度 (13mm)	40mm
プライムコート	石油アスファルト乳剤	PK-3
上層路盤	粒度調整碎石 (RM-40、M-40)	150mm
下層路盤	クラッシャラン (RC-40、C-40)	150mm

(2) 砂利敷の場合

- ・砂利厚さは150mm以上確保すること。
- ・路床を含め十分転圧すること。

2 縦断勾配等

(1) 縦断勾配

条例第59条の15第2項第3号の規定により、指定道路はその縦断勾配を9%以下とする必要があります。また、令第144条の4第1項第4号の規定により階段状とすることはできません。

なお、縦断勾配の最小値としては、路面排水のためにも0.3%以上としてください。

(2) 横断勾配

指定道路の横断勾配は1.5%の振分け勾配を標準としてください。

3 位置の標示

(1) 位置指定道路の位置の表示及び維持管理

指定道路敷については、コンクリートその他の耐水材料で作られている側溝、縁石その他これに類する材料でその位置を標示する必要があります。

(2) 分筆

道路位置指定を受ける前に、位置指定道路となる部分の分筆を行ってください。

(7) 排水施設

【令】

第144条の4 法第42条第1項第五号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること

【解説】

令144条の4第1項第五号の規定により、指定道路敷及び計画敷地内の宅地の排水に必要な施設の設置が必要です。ここでいう「排水」とは雨水のことを指しており、汚水については審査等の対象ではありません。

排水施設の構造等については、原則として「相模原市雨水浸透施設等設計基準」によるものとなりますが、これによらない場合は、根拠資料等の提出をお願いします。

1 指定道路敷

指定道路敷の排水施設については、L型側溝（浸透式）としてください。

- ・必要雨水浸透量 100 m²当たり 3 m³以上
- ・設計処理能力 0.2 m³/m

「相模原市雨水浸透施設等設計基準」のダウンロード方法

[相模原市ホームページ](#) > [条例・規則等](#) > [要綱等一覧](#)

※管理部署で「下水道経営課」を選択し検索

12 その他の基準

【要綱】

(その他必要な事項等)

第7条 申請者は、道路の位置の指定等を受けようとする場合、法令その他別に定めるもののほか、良好な市街地の形成を確保するために、次の各号を実施しなければならない。

- (1) 計画敷地内の一宅地あたりの敷地面積は、100平方メートル以上確保する計画とすること。
- (2) 私道に接続して指定を受けようとする計画である場合は、道路の位置の接続指定承諾書(要綱様式第8号)により、当該私道の権利者の承諾を得ること。
- (3) 計画敷地の周辺住民に道路の位置の指定等に係る計画内容の周知を行い、その結果を市長に書面にて報告すること。その周知の範囲は申請区域の境界線から水平距離10メートルとすること。
- (4) 計画敷地内の建築物の利用者が「ごみ・資源集積場所」を利用する必要がある場合には、ごみ・資源集積場所の設置又は利用について、関係者と協議を行い、その結果を市長に書面にて報告すること。

【解説】

1 計画敷地内の一宅地の敷地面積

計画敷地の一宅地の敷地面積は、100平方メートル以上としてください。

2 承諾

私道に接続して指定を受けようとする場合は、当該私道の権利者の承諾を得てください。

(1) 承諾を必要とする関係権利者

私道の権利者（所有者及び所有権以外の権利者）

(2) 対象となる権利

不動産登記法第3条に掲げる権利（所有権（差押権者を含む）、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、貸借権及び採石権）とします。

(3) 権利者の確認

権利者の確認は、登記事項証明書や要約書、登記情報提供サービスによるものなど権利者の確認ができる資料により行います。

(4) 承諾の確認

公図の写し、道路の位置の接続指定承諾書（要綱様式第8号）及び登記事項証明書により確認します。

(5) その他

承諾印は、次のいずれかとします。

- ・権利者名を記名する場合 実印（この場合、印鑑登録証明書を添付してください。）
- ・権利者名を自署する場合 認印（この場合、印鑑登録証明書の添付は不要です。）

3 計画周知

申請者は、申請区域の境界線から10メートルの範囲内の土地の住民等に計画内容の周知を行い、その結果を報告してください。

4 ごみ・資源集積場所

申請者は、ごみ・資源集積場所の設置又は利用について、次のとおり協議を行い、その結果を報告してください。

ただし、計画敷地内の宅地に係る予定建築物の用途が「ごみ・資源集積場所」を利用しないものである場合はこの限りではありません。

- (1) 新設利用の場合 各環境事業所又は津久井クリーンセンター
- (2) 既存利用の場合 施設管理者（地元自治会等）

5 指定道路敷に接する既存建築物の法適合について

指定を受けることにより、指定道路敷に接する敷地に存する既存建築物が建築基準関係規定に適合しない計画とならないようにしてください。

13 維持管理等

- (1) 指定道路敷の所有権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者（以下、この項において「所有者等」という。）及び管理を承諾した者（以下、この項において「管理者」という。）は、自らの責任において当該道路を常時適正な道路態形に保つよう維持管理に努めるようにしてください。なお、所有者等のうち所有権を有する者は、原則として管理者を兼ねるものとします。
- (2) 指定道路敷の所有者等又は管理者を変更する場合、当該指定道路敷の所有者等又は管理者は、新たな所有者等又は管理者に維持管理を承継させるため、その内容について十分説明を行うようにしてください。
- (3) 申請図面と現地に相違ができた場合、指定道路敷の管理者は、申請図面のとおりに復元し、又は現地に合わせた道路の位置の指定変更申請を行うようにしてください。

14 変更又は廃止の手続き

【法】

(私道の変更又は廃止の制限)

第45条 私道の変更又は廃止によつて、その道路に接する敷地が第43条第1項の規定又は同条第3項の規定に基づく条例の規定に抵触することとなる場合においては、特定行政庁は、その私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限することができる。

【指針】

法令に指定の取消しに係る規定はないが、特定行政庁が指定道路の全部又は一部について指定の取消しを行うことは可能であり、その場合の手続は、原則として、指定の手続に準ずる。

【規則】

(道路の位置の指定、変更及び廃止)

第3条 法第42条第1項第5号の規定により、道路の位置の指定を受けようとする者は、道路の位置の指定申請書正本1通及び副本1通に、省令第9条に規定する附近見取図のほか、同条に規定する地籍図として次の表に掲げる図面並びに指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下「指定道路敷」という。）の所有者及びその指定道路敷又はその指定道路敷にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者並びに当該指定道路敷を政令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の道路の位置の指定承諾書（第5項において「指定承諾書」という。）を添えて市長に提出しなければならない。ただし、平たんな敷地にあつては次の表の2の項に掲げる図面を省略することができる。

	図面の種類	明示しなければならない事項
1	敷地計画図	(1) 指定を受けようとする道路の位置、構造及び勾配 (2) 指定を受けようとする道路、指定を受けようとする道路を利用しようとする敷地及びこれらに接する道路（以下この表において「計画敷地」という。）の境界線、計画敷地内の宅地割、宅地の地盤高並びに擁壁の位置及びその構造 (3) 計画敷地内及び計画敷地の周辺の既存道路の位置（都市計画として決定した計画道路を含む。） (4) 計画敷地の周辺の地形及び地物 (5) 指定を受けようとする道路の排水方法
2	高低測量図	(1) 等高線（2メートル以下の標高差を示すものとする。） (2) 計画敷地境界線 (3) 指定を受けようとする道路の位置 (4) 既存道路の位置

2 前項の表に掲げる図面に明示しなければならない事項が他の図書に明示されている場合には、同項の規定にかかわらず、その図書をもつて当該図面に代えることができる。

4 法第42条第1項第3号及び第5号の規定による私道を変更し、又は廃止しようとする者は、道路の位置の指定の変更、廃止申請書正本1通及び副本1通に、道路の位置の指定廃止承諾書を添えて市長に提出しなければならない。

5 前項の場合においては、第1項及び第2項の規定を準用する。ただし、廃止の場合にあつては、

指定承諾書及び高低測量図を添付することを要しない。

【解説】

- 1 位置指定道路の変更又は廃止については、指定の手續きに準じることとします。
- 2 変更の場合の承諾については、「道路の位置の指定承諾書」と「道路の位置の指定廃止承諾書」が必要となります。それぞれ必要となる範囲については、「3 用語の定義」の解説を参照してください。
- 3 法第45条第1項の規定については、原則として次に掲げる場合に適用します。
 - ・私道の変更若しくは廃止により、基準に適合する道が存在しなくなることにより、その道路に接する敷地が法第43条第1項の規定又は同条第3項の規定に基づく条例の規定（以下「接道規定」という。）に抵触することとなる場合
 - ・私道の変更若しくは廃止により、私道の全部又は一部が存在しなくなることにより、その道路に接する敷地が接道規定に抵触することとなる場合

別表 1 (必要図書一覧)

		事前 協議	本申請（正副各 1 部）			工事 完了
			指定	変更	廃止	
書 類						
1	道路位置指定等事前協議書	○	－	－	－	－
2	道路の位置の指定申請書	－	○	－	－	－
3	道路の位置の変更・廃止申請書	－	－	○	○	－
4	委任状	－	△	△	△	－
5	道路の位置の指定承諾書	－	○	○	－	△
6	道路の位置の指定廃止承諾書	－	－	○	○	△
7	道路の位置の接続指定承諾書	－	△	△	－	－
8	登記事項証明書（原本）	－	○	○	○	△
9	印鑑登録証明書（原本）	－	○	○	○	△
10	工事完了届	－	－	－	－	○
図 面						
11	付近見取図	○	○	○	○	○
12	敷地計画図	○	○	△	△	○
13	高低測量図	△	△	△	－	－
14	公図の写し	○	○	○	○	○
15	現況図	○	－	－	△	－
16	求積図及び求積表	○	○	○	○	－
17	構造図等	－	○	△	－	－
18	接続先道路図（道路査定図、開発登録簿等）	○	○	△	－	－
19	変更又は廃止する位置指定道路に関する図面	－	－	○	○	－
その他必要な図書						
20	誓約書	－	○	○	－	－
21	報告書	－	○	○	－	－
22	理由書	△	△	△	△	－
23	住民票等（原本）	－	△	△	△	△
24	工事完了写真及び工事施工写真	－	－	－	－	○
25	指定道路敷の地積測量図	－	－	－	－	○
26	その他必要な図書	△	△	△	△	△

凡例 ○：必要、△：場合によって必要、—：不要

(注意)

・ 副本は正本の写しでも可

別表 2 (事前協議)

	名称	内容又は記載要領
1	付近見取図	☐ 方位、 ☐ 縮尺（1／2，500）、 ☐ 凡例、 ☐ 道路及び目標となる地物 ☐ 申請区域の外周…赤枠 ※白図など個人名等の個人情報の記載のないもの
2	敷地計画図	☐ 方位、 ☐ 縮尺（1／200程度）、 ☐ 凡例 ☐ 申請区域の外周…赤枠 ☐ 指定道路敷の位置、構造及び勾配 ☐ 指定道路敷の位置 …黄塗・太線（黒） （廃止する道路がある場合）…破線（青） ☐ 指定道路敷の延長、幅員及び辺長 ☐ 指定道路敷の構造、勾配、地盤高 ☐ 接続道路と指定道路敷の境界間の距離（2箇所以上） ☐ 計画敷地の境界線、計画敷地内の宅地割、宅地の地盤高並びに擁壁の位置及びその構造 ☐ 計画敷地内の宅地割、予定建築物の用途、敷地面積 ☐ 計画敷地内の宅地の地盤高、 ☐ 擁壁の位置及びその構造 ☐ 計画敷地内及び計画敷地の周辺の既存道路の位置（都市計画として決定した計画道路を含む。） ☐ 計画敷地の周辺の公共施設（道路、水路等）の位置、名称、地盤高、勾配 ☐ 指定道路がある場合は、指定道路の位置、指定年月日、指定番号等 ☐ 計画敷地の周辺の地形及び地物 ☐ 指定道路敷及び指定敷地の排水方法 ☐ 指定道路敷及び計画敷地内の宅地に係る排水施設の位置及び種類（側溝、雨水浸透施設等） ☐ 雨水処理計算式 ☐ 雨水浸透施設 …水色塗
3	高低測量図	☐ 方位、 ☐ 縮尺（1／200程度）、 ☐ 凡例 ☐ 等高線（2メートル以下の標高差を示すものとする。） ☐ 計画敷地境界線 ☐ 指定を受けようとする道路の位置 ☐ 既存道路の位置 ※平たんな敷地にあっては省略することができる。
4	公図の写し	☐ 方位、 ☐ 縮尺（法務局発行のものによる）、 ☐ 凡例 ☐ 公図を閲覧した事務所の名称（横浜地方法務局相模原支局）、年月日（3ヶ月以内）及び閲覧者の氏名 ☐ 申請区域内及び区域に接する土地の土地所有者一覧表（地番、地目、地積、所有者住所・氏名） ☐ 申請区域の外周 …赤枠 ☐ 指定道路敷の位置 …黄塗・太線（黒） （廃止する道路がある場合）…破線（青） ☐ 公道…茶塗、水路…青塗
5	現況図	☐ 方位、 ☐ 縮尺（1／200程度）、 ☐ 凡例 ☐ 申請区域の位置…赤枠 ☐ 指定道路敷の位置 …破線（黒） （廃止する道路がある場合）…破線（青） ☐ 計画敷地の周辺の公共施設（道路、水路等）の位置、名称、構造 ☐ 申請区域及び周辺の現況地盤高（廃止の場合） ☐ 廃止する指定道路の延長、幅員、辺長も記載
6	求積図及び求積表	☐ 縮尺（1／200程度）

		☐ 指定道路敷、指定敷地及び2項道路後退部に区分 ☐ 種別集計表 ☐ 指定敷地に符号 (廃止する道路がある場合) ☐ 指定道路敷と廃止する道路に区分
7	その他必要な図書	☐ 接続先道路図(道路台帳平面図、開発登録簿など) ☐ 理由書(ただし書等を適用する場合) ☐ ☐

(注意)

- ・図面サイズはA3サイズ(A4折込左綴)とし、長辺を横方向で使用する。
- ・単位はm、㎡(小数点第2位止め)
- ・図面の作成は、原則として、建築士、土地家屋調査士及び測量士の資格を有する者が行ってください。
- ・隣地や公道等の境界査定を行ってから、図面等の作成をしてください。また、図面上には境界杭の位置を表示してください。

別表 3 (本申請)

	名称	内容又は記載要領
1	委任状	☐ 代理者が手続きを行う場合
2	道路の位置の指定承諾書	☐ 第 3 号様式 (指定又は変更の場合) ☐ 実印
3	道路の位置の指定廃止承諾書	☐ 第 4 号様式 (廃止又は変更の場合) ☐ 実印
4	道路の位置の接続指定承諾書	☐ 要綱様式第 8 号 ☐ 実印 (自署の場合は認印で可)
5	登記事項証明書	☐ 指定道路敷に係る登記事項証明書 ☐ 権利者が法人の場合は、法人の登記事項証明書も添付 ☐ 申請日から 3 ヶ月以内のもの
6	印鑑登録証明書	☐ 2 及び 3 で承諾をした者の印鑑登録証明書 ☐ 4 で承諾をしたものが実印を押印した場合は、当該承諾をした者の印鑑登録証明 ☐ 申請日から 3 ヶ月以内のもの
7	付近見取図	☐ 方位、 ☐ 縮尺 (1 / 2, 500)、 ☐ 凡例、 ☐ 道路及び目標となる地物 ☐ 申請区域の外周…赤枠 ※白図など個人名等の個人情報の記載のないもの
8	敷地計画図	☐ 方位、 ☐ 縮尺 (1 / 200 程度)、 ☐ 凡例 ☐ 申請区域の外周…赤枠 ☐ 指定道路敷の位置、構造及び勾配 ☐ 指定道路敷の位置 …黄塗・太線 (黒) (廃止する道路がある場合) …破線 (青) ☐ 指定道路敷の延長、幅員及び辺長 ☐ 指定道路敷の構造、勾配、地盤高 ☐ 接続道路と指定道路敷の境界間の距離 (2 箇所以上) ☐ 計画敷地の境界線、計画敷地内の宅地割、宅地の地盤高並びに擁壁の位置及びその構造 ☐ 計画敷地内の宅地割、予定建築物の用途、敷地面積 ☐ 計画敷地内の宅地の地盤高、 ☐ 擁壁の位置及びその構造 ☐ 計画敷地内及び計画敷地の周辺の既存道路の位置 (都市計画として決定した計画道路を含む。) ☐ 計画敷地の周辺の公共施設 (道路、水路等) の位置、名称、地盤高、勾配 ☐ 指定道路がある場合は、指定道路の位置、指定年月日、指定番号等 ☐ 計画敷地の周辺の地形及び地物 ☐ 指定道路敷及び指定敷地の排水方法 ☐ 指定道路敷及び計画敷地内の宅地に係る排水施設の位置及び種類 (側溝、雨水浸透施設等) ☐ 雨水処理計算式 ☐ 雨水浸透施設 …水色塗
9	高低測量図	☐ 方位、 ☐ 縮尺 (1 / 200 程度)、 ☐ 凡例 ☐ 等高線 (2 メートル以下の標高差を示すものとする。) ☐ 計画敷地境界線 ☐ 指定を受けようとする道路の位置 ☐ 既存道路の位置 ※平たんな敷地にあつては省略することができる。

10	公図の写し	☐ 方位、 ☐ 縮尺（法務局発行のものによる）、 ☐ 凡例 ☐ 公図を閲覧した事務所の名称（横浜地方法務局相模原支局）、年月日（3ヶ月以内）及び閲覧者の氏名 ☐ 申請区域内及び区域に接する土地の土地所有者一覧表（地番、地目、地積、所有者住所・氏名） ☐ 申請区域の外周 …赤枠 ☐ 指定道路敷の位置 …黄塗・太線（黒） （廃止する道路がある場合）…破線（青） ☐ 公道…茶塗、水路…青塗
11	現況図	☐ 方位、 ☐ 縮尺（1／200程度）、 ☐ 凡例 ☐ 申請区域の位置…赤枠 ☐ 指定道路敷の位置 …破線（黒） （廃止する道路がある場合）…破線（青） ☐ 計画敷地の周辺の公共施設（道路、水路等）の位置、名称、構造 ☐ 申請区域及び周辺の現況地盤高 （廃止の場合） ☐ 廃止する指定道路の延長、幅員、辺長も記載
12	求積図及び求積表	☐ 縮尺（1／200程度） ☐ 指定道路敷、指定敷地及び2項道路後退部に区分 ☐ 種別集計表 ☐ 指定敷地に符号 （廃止する道路がある場合） ☐ 指定道路敷と廃止する道路に区分
13	構造図	☐ 縮尺（1／50程度） ☐ 道路、排水施設及び付帯施設の構造（道路、側溝、柵、道路の雨水排水等） ☐ 道路縦断面図及び横断面図 ☐ 道路構造図【L型側溝、地先境界ブロックなど】 ☐ 排水施設構造図（指定道路敷及び計画敷地内の宅地に係るもの） ※汚水に関するものや敷地を造成するための擁壁等に関する図面は不要です。
14	その他必要な図書	☐ 接続先道路図（道路台帳平面図、開発登録簿など） ☐ 住民票（登記事項証明書と印鑑登録証明書の住所が異なる場合（合併に伴った変更のある場合は、この限りではない。）、マイナンバー（個人番号）の記載がないもの） ☐ 誓約書（参考様式） ☐ 報告書（ごみ・資源集積場所に関する協議、計画周知など） ☐ 理由書（ただし書等を適用する場合）

（注意）

- ・図面サイズはA3サイズ（A4折込左綴）とし、長辺を横方向で使用する。
- ・単位はm、㎡（小数点第2位止め）
- ・図面の作成は、原則として、建築士、土地家屋調査士及び測量士の資格を有する者が行ってください。
- ・隣地や公道等の境界査定を行ってから、図面等の作成をしてください。また、図面上には境界杭の位置を表示してください。

別表 4（工事完了届）

	名称	内容又は記載要領
1	工事完了写真	
2	工事施工写真	☐ 指定道路敷及び雨水排水に関するもの ※汚水に関するもの、敷地を造成するための擁壁等に関する写真は不要
3	指定道路敷の登記事項証明書	☐ 指定道路敷に係る登記事項証明書
4	指定道路敷の地積測量図	☐ 法務局発行のもの（原本）
5	付近見取図	☐ 1部
6	公図の写し	☐ 2部 ※1部は法務局発行のもの（原本）
7	敷地計画図	☐ 2部
8	その他必要な図書	☐ 承諾書等（指定道路敷の権利者に変動がある場合）

（注意）

- ・図面サイズはA 3サイズ（A 4 折込左綴）とし、長辺を横方向で使用する。
- ・単位はm、㎡（小数点第2位止め）
- ・図面の作成は、原則として、建築士、土地家屋調査士及び測量士の資格を有する者が行ってください。
- ・隣地や公道等の境界査定を行ってから、図面等の作成をしてください。また、図面上には境界杭の位置を表示してください。